

令和 8 年 1 月 20 日
令和 7 年度 第 3 回
評議会 資料 2 - 2

令和 8 年度 石川支部事業計画（案）



全国健康保険協会 石川支部
協会けんぽ

令和8年度 事業計画（石川支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能の盤石化	<p>○ 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、石川支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、石川県の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 280 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。安定かつ健全な財政運営は、協会におけるすべての活動（効率的な業務運営、保健事業の推進、医療費適正化、DX 化など）の基盤であるとともに、その取組の成果を表す中核的なものであるため、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10% を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いている。しかしながら、保険料収入の将来の推移は予測し難く、保険給付費の継続的な増加や後期高齢者支援金の高止まりが見込まれるなど、先行きは不透明である。</p> <p>協会は、日本最大の医療保険者として、加入者 4,000 万人を擁する健康保険を運営する公的な使命を担っている。大きな経済変動などにより不測の事態が生じたとしても安定した運営を維持し、被用者保険の受け皿としての役割を果たすことが求められる。このため、協会が保険料率を決定するにあたっては、中長期的に安定した財政運営を実現するため、その時々の社会・経済情勢、医療保険全体に与える影響など様々な要素を総合的に考慮した上で、慎重に判断する必要があり、困難度が高い。併せて、決定にあたっては、運営委員会、47 の支部評議会での十分な議論を通じて数多くの関係者の理解を得るなど、丁寧なプロセスを経る必要があるため、困難度が高い。</p> <p>○ 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の業務処理の多能化を進め、業務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。また、電子申請に対応した業務

	<p>処理体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務マニュアルや手順書に基づく統一的な業務処理を実施する。 <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。また、平均所要日数7日未満を維持する。 ・ 電子申請の促進に向けて、特に、健康保険委員及び社会保険労務士会等に積極的な働きかけを行う。 ・ 加入者・事業主からの相談・照会に迅速に対応できるよう受電体制を強化するとともに、相談業務の標準化や品質向上を推進する。 ・ お客様の声等を業務に反映させ、更なる加入者サービスの向上に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：1) サービススタンダードの達成状況を100%とする 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する。 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。 <p>③ 現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務マニュアルに基づき、日本年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行い、傷病手当金と障害年金等との適切な調整を実施する。 ・ 現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、支給の可否を再確認する。また、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。 ・ 海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ・ 柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施する。 また、不正が疑われる施術者は、地方厚生局へ情報提供を行う。 ・ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回な施術の適正化を図るため、加入者及び施術者
--	--

	<p>へ施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者資格の再確認について、未提出事業所への被扶養者状況リストの提出勧奨を強化し、確実に回収する。 <p>④ レセプト内容点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、システムを最大限に活用した点検を実施する。 ・毎月、自動点検マスタを精査・更新し、効果的かつ効率的な点検を実施する。 ・社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有し、点検員のスキルアップを図るとともに、内容点検効果の高いレセプトを重点的に点検する。 ・社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。 ・外部講師を活用した研修や他支部の査定事例を活用した勉強会により、点検員のスキルアップを図り、内容点検の査定率向上を目指す。 ・資格点検、外傷点検について、システムを最大限に活用し、効果的かつ効率的な点検を実施する。 <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。また、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする (※) 査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする</p> <p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「債権管理・回収計画」を策定・実践し、確実な回収に努める。 ・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、早期回
--	---

	<p>収に向けた取組を着実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期回収に努めるため、保険者間調整を積極的に活用するとともに未納者に対しては、早期の段階から弁護士と連携した催告及び法的手続きを実施する。 ・オンライン資格確認を有効に活用させるため、事業主からの加入者の資格関係の早期かつ適正な届出について、日本年金機構と連携し、周知広報を実施する。 <p>■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする</p> <p>○ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> i) マイナ保険証による保険診療の周知徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・医療DXの基盤であるマイナ保険証について、利用率等のデータ分析結果を踏まえてターゲッティングをしながら効果的に、加入者・事業主にマイナ保険証（電子処方箋含む）の制度の概要やメリットなどの広報を行う。 ii) 電子申請等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・2026（令和8）年1月にスタートした電子申請について、利用率向上のため加入者・事業主及び関係団体等に対して積極的な広報を行う。特に、健康保険委員及び社会保険労務士会については、より一層の働きかけを強化する。 iii) DXを活用した事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員の委嘱申請や健康保険委員及び健診機関について、オンラインでのやりとりが可能となる専用サイトを活用した情報提供を行う。 ・令和8年1月からスタートするけんぽアプリを、「加入者4,000万人とつながるプラットフォーム」としていくために、加入者への周知、登録勧奨を積極的に実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>マイナ保険証は、過去の診療情報や薬剤情報、特定健診結果などが医師・薬剤師において把握できるなどより良い医療につながるとともに、医療従事者の負担軽減にも貢献できる医療DXの基礎となるものであり、加入者にそうしたメリットを伝えてマイナ保険証の利用を促進していくことは保険者として力を入れて取り組む必要がある。また、電子申請については、加入者の利便性向上や申請書の誤記入の減少など業務効率化に大きく寄与するものであり、利用を促していくことは重要度が高い。加えて、けんぽアプリについては、段階的な機能充実を着実に進めていくことで、加入者4,000万人一人ひとりに直接届くサービスや情報提供につながるため、重要度が高い。</p>
--	--

<p>2. 戦略的保険者機能の一層の発揮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ データ分析に基づく事業実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業実施及び情報発信を行う。 ・ 医療費・健診データ等を活用した石川県と共同の地域差等の分析を実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 分析精度・能力の向上を図るため、外部有識者の知見を活用した調査研究の実施を検討する。 <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 好事例の横展開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険中央会と連携した事業の実施に向け、先行実施支部からの情報収集及び石川県国民健康保険団体連合会との関係深化を図る。 <p>【重要度：高】</p> <p>医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、医療費上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>また、支部が地域保険と協働して事業を実施することは、被用者保険と地域保険の垣根を越えて連携することにより地域住民全体の健康度の向上に寄与しようとするものであり、その横展開を図ることの意義は大きい。</p>
---------------------------------	--

	<p>○ 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。・ 6か年間計画である第3期保健事業実施計画の前半最後の年度であることから、終了時点（令和11年度末）で6年後に達成する目標（健康課題を踏まえた検査値等の改善目標）を確実に達成できるよう中間評価を実施する。 <p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・ 健診・保健指導カルテ等の活用による、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。・ 被保険者に対する生活習慣病予防健診について、20・25・30歳の若年者への対象拡大や人間ドック健診の創設も踏まえた受診勧奨等の取組を推進する。・ 被扶養者に対する特定健診について、実施率向上を目指した受診勧奨を実施及び支部独自集団健診の充実を図る。・ 事業者健診データの取得について、電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データ取得を推進するとともに事業者健診データが確実に協会に提供されるよう、事業主へのアプローチを強化する。・ 2027（令和9）年度実施の被扶養者に対する生活習慣病予防健診等の円滑な実施準備を行う。
	<p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：189,347人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防健診 実施率 71.1%（実施見込者数：134,625人） ・ 事業者健診データ 取得率 13.2%（取得見込者数：24,993人） ■ 被扶養者（実施対象者数：36,512人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査 実施率 36.5%（実施見込者数：13,326人） ■ KPI：1) 生活習慣病予防健診実施率を71.1%以上とする 2) 事業者健診データ取得率を13.2%以上とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を36.5%以上とする <p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 特定保健指導実施率の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導の利用案内を徹底する。 ・ 健診・保健指導カルテ等の活用による、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。 ・ 直営保健師・管理栄養士における初回面談実施を拡大する。 ・ 健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診機関における健診当日の初回面談実施をより一層推進する。 ・ 支部独自集団健診会場における健診当日の特定保健指導実施を拡大する。 ・ 人間ドック健診における特定保健指導を着実に実施する。 ii) 特定保健指導の質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」に基づく、成果を重視した特定保健指導の推進および特定保健指導成果の見える化を実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度</p>
--	---

	<p>の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者（特定保健指導対象者数：30,646人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 35.4%（実施見込者数：10,848人） ■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,059人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 18.5%（実施見込者数：195人） ■ KPI：1) 被保険者の特定保健指導実施率を35.4%以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を18.5%以上とする <p>④ 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。 ・ 健診当日に要精密検査・要治療と判断された者に対して、健診機関にて健診実施後速やかに受診勧奨する仕組みを構築する。 ・ 未治療者に対して、特定保健指導等の機会を活用し、早期受診の重要性について周知する。 ・ 従業員のリスク認識を深めるため、事業主に対し、関係団体等との連携を通じた意識醸成への働きかけを実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対
--	--

	<p>前年度以上とする (※) 胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</p> <p>⑤ コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康宣言事業所数の拡大を推進する。 ・ 事業所カルテの活用等による事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。 ・ 石川県等と連携し、県の健康増進計画等も踏まえた取組を推進する。 ・ 中小企業における健康づくり推進のため、商工会議所等と連携した取組を推進する。 ・ 医療費・健診データの分析に基づく健康課題（代謝・運動不足）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ「健康づくり講座」を実施する。 ・ メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携したセミナー等を実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を1,710事業所（※）以上とする (※) 標準化された健康宣言の事業所数</p> <p>○ 医療費適正化</p> <p>① 医療資源の適正使用</p> <p>i) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ジェネリック医薬品の数量ベースの使用割合向上に向けて、データ分析による課題把握を行った上で更なる使用促進を実施する。 ・ 加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう広報等を実施する。
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、石川県内の導入状況等を把握し、導入推進向けた取り組みを検討する。 <p>ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バイオシミラーの使用促進を図るため、分析結果をもとに医療機関や関係団体への働きかけを実施する。 <p>iii) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義（ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）を含む）、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を実施する。
	<p>【重要度：高】</p> <p>国の後発医薬品にかかる新目標として、「令和 11 年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で 80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に 80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の 60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを 65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めるることは、国目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。経済財政運営と改革の基本方針 2025 で「医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進のみならず、医療費適正化の観点から、地域フォーミュラリを普及する」ことが明記されたことから、フォーミュラリの取組を進めることは重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が 80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だ</p>

	<p>けでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：1) ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度以上とする （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする <p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会が保有する医療費・健診データを活用し、保険者協議会や県・自治体主催の協議会等における意見発信を実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インセンティブ制度の各指標に関する取組みを着実に実施する。 ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を実施する。 <p>○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険委員の委嘱拡大のため、新規適用事業所および未委嘱事業所への勧奨を確実に実施する。 ・ 健康保険委員へのサポートの充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を76.1%以上とする 2) SNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月2回以上情報発信を行う 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする <p>○ 国際化対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会ホームページやコールセンターにおいて多言語対応を実施していることの広報を実施する。
--	--

3. 組織・運営体制関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人材の育成及び内部統制等 <ul style="list-style-type: none"> ・ OJTやOFF-JT研修を効果的に組み合わせた人材育成や意識啓発を実施する。 ・ 各種ミーティングによる情報共有の徹底と組織目標の達成に向けた進捗管理を徹底する。 ・ 個人情報保護及びコンプライアンス徹底のため定期的な支部内委員会を開催のほか、災害など各種リスクを想定した訓練を実施する。 ・ 働きやすい職場環境づくりへの取組み、ハラスメント相談窓口の周知・浸透を図る。 ○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等・ <ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員のコスト意識向上とペーパレス化の推進、適正な在庫管理を徹底する。 ・ 調達において競争性の向上・多くの業者が参加できる環境整備のため、公告期間・納期までの十分な期間の確保、複数者からの見積書徴取、仕様書の見直しを実施する。 ・ 入札説明書交付後に入札に参加しなかった業者へアンケート等調査を実施する。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする
--------------	--